

発議第6号

伊賀市議会議員政治倫理条例の一部改正について

伊賀市議会議員政治倫理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年6月27日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 中井 洸一   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 近森 正利   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 前田 孝也   |
|     | 馬場登代光   |
|     | 森永 勝二   |

記

伊賀市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊賀市議会議員政治倫理条例（平成17年伊賀市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「有利な取り計らいをしないこと」を「有利又は不利となるような働きかけをしないこと」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。  
第4条中「違反している」を「違反するおそれがある」に、「政治倫理基準違反の事実」を「政治倫理基準に違反するおそれがあること」に改める。

第5条第2項中「議会運営委員会に諮って」を削り、同条第3項中「及び議会運営委員」を削る。

第7条第1項中「議員」の次に「(以下「調査対象議員」という。)」を加え、同条第2項中「当該議員」を「調査対象議員」に改める。

第8条第2項中「調査請求をした者」の次に「の代表者及び調査対象議員」を加える。

第9条各号列記以外の部分中「議員」を「調査対象議員」に改め、「議会運営委員会に諮り」を削り、同条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第7号

市から公金の交付等を受けている各種団体の決定権のある役職に就かない  
決議（案）について

市から公金の交付等を受けている各種団体の決定権のある役職に就かない決議（案）を次  
のとおり提出しようとする。

平成24年6月27日提出

提出者 伊賀市議会議員  
中本 徳子  
本城 善昭  
坂井 悟  
安本美栄子

記

市から公金の交付等を受けている各種団体の決定権のある役職に就かない決議（案）  
私たち市議会議員は、主権者である市民に信託された代表者であり、市政に携わる権能と  
責務を有することを認識し、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、法令遵守に努  
めなければならない。

市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を  
有し、また、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する  
検査及び監査請求等の権限を有していることから、議員一人ひとりがこれらの役割と権限を  
再認識するとともに、議会の公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す本市議  
会として、市民から疑念を抱くような懸念を払拭しなければならない。

よって、私たち市議会議員は、設立時に市が出資している団体及び市が恒久的に補助金等  
を交付または支出している団体において、その団体の執行権等権限を有する役職等には就任  
しないことを決議する。

平成24年6月27日

三重県伊賀市議会

発議第8号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）  
の提出について

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）を次のとおり  
提出しようとする。

平成24年6月27日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 近森 正利   |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 中盛 汀    |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記

## 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。

国土交通省の「道路橋の予防安全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。

今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって、極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

### 記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣 宛

発議第9号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）の  
提出について

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）を次のとおり提出  
しようとする。

平成24年6月27日提出

|     |         |
|-----|---------|
| 提出者 | 伊賀市議会議員 |
|     | 中盛 汀    |
|     | 生中 正嗣   |
|     | 近森 正利   |
|     | 中井 洸一   |
|     | 前田 孝也   |
|     | 桃井 隆子   |
|     | 森永 勝二   |

記

## 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

昨年2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしていますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。

また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り十分な環境整備を図るよう強く求めます。

### 記

- 一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること
- 一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること
- 一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月27日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣  
経済産業大臣 宛

発議第 10 号

議案第 72 号 伊賀市自治基本条例の一部改正に対する修正（案）について

議案第 72 号 伊賀市自治基本条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正しようとする。

平成 24 年 6 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

安本美栄子

中盛 汀

本城 善昭

今井 由輝

中本 徳子

坂井 悟

記

議案第 72 号 伊賀市自治基本条例の一部改正に対する修正（案）

議案第 72 号 伊賀市自治基本条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

「第 26 条中「地区」を「地域」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。」を「第 26 条中「地区」を「地域」に改める。」に改める。

第 26 条の 2 を削る。

(修正理由)

- (1) 住民自治協議会は、第 24 条において「地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織」であると位置づけているにもかかわらず、更に二重の規定を課せ、義務付けをすることは、自治自立の阻害要因となる。
- (2) 住民自治協議会の組織全体の運営に当たる役員や代表者ではなく、住民自治協議会という組織に責務を課すことは、責任の所在が不明瞭である。
- (3) 政策の発生源は、庁内の小会議であり、その時点での関係住民の意見が反映されていない。

以上の理由により、「自立したまちの実現を確実なものにする」本条例の理念や市民が主役、補完性の原則の考え方に対して逆行するものである。

については、住民自治協議会の役割や責務の必要性を否定するものではないが、改正手法に問題があり再考すべきと考える。